

ノロウイルス 食中毒注意報発令

県食品・生活衛生課より、ノロウイルス食中毒注意報の発令について次のとおり情報提供がありました。

発令日時	令和6年2月15日14時
発令対象地域	和歌山県全域

*食品の取扱いについて、次の点に注意してください。

- 調理前や食事の前、トイレの後には、必ず手を洗いましょう。
- 手を拭くときは、清潔なタオルやペーパータオルを使いましょう。
- 食品の加熱は、中心部までしっかり行いましょう。
- おう吐、下痢等の症状があるときは、調理を控えましょう。
- 吐物、便で汚れた場所は塩素系消毒液で消毒しましょう。



◆参考◆

ノロウイルス食中毒注意報とは？

和歌山県がノロウイルス食中毒の発生が予測される場合に食品の取扱い等について注意喚起することを目的に発令しています。

和歌山市保健所 生活保健課 食品保健班
TEL：073（488）5111

ノロウイルス食中毒予防の4原則
ノロウイルスを「持ちこまない」「ひろげない」「加熱する」「つけない」